

(借入様式1号)

捨印

### 《記入例》

受付番号:

捨て印をお願いします。

## 農地中間管理事業貸貸申出書(農地所有者用)

令和 年 月 日

(市町村経由)

(福島県農地中間管理機構)

公益財団法人福島県農業振興公社理事長 様

申出内容確認(押印)	
市町村	農委会

〒

住 所

フリガナ

氏 名

生年月日

電話番号

申請者は農地の所有者です。

印

下記の農用地等について貸貸したいので、申し出ます。

別紙の個人情報の利用目的に同意する場合はレ点を付けてください。

基本は10年をお願いしています。

別紙を確認し、チェックしてください。

### 1 貸貸を希望する農用地等

区分	所在地	地番	現況地目	面積(m <sup>2</sup> )	希望する貸貸料(円/10a)	希望する貸貸期間	借受希望者
1							
	<ul style="list-style-type: none"> <li>所在地・地番は農業委員会で管理する農地基本台帳(または固定資産課税明細書)のものを記入してください。</li> <li>水田台帳(共済細目)のものではありませんのでご注意ください。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>金納のみです。</li> <li>金納: 10a当たりの希望金額を記入してください。</li> <li>物納を希望する場合は、別途ご相談ください。最終的には借受者との希望と調整いたします。</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>記入しないでください。マッチング後に記入します。</li> </ul>	
10							
合計							

### 2 承諾等事項

以下の(1)~(4)について承諾します。(※チェック欄に、を記入する)

(1) 15年以上の借受期間を設定した農用地等については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがあること。

(2) 借受者が見つからない場合は、事業の活用ができないこと。

(3) 借受者への転貸については、農地中間管理機構(公社)に一任すること。

(4) 土地改良区への賦課金等に関しては、未納額がないこと。

### 3 機構集積協力金交付希望有無

(1) 希望有 (集積・集約・経営転換) (2) 希望無

贈与税等の納税猶予があれば○をしてください。

### 4 貸付希望の内容

(1) 新規の貸付 (2) 更新 (3) その他

### 5 贈与税等納税猶予の対象有無

(1) 猶予(有・無) (2) 有の場合の税種別(贈与税・相続税)

### 6 借受者が早期に見つからない場合の「貸付候補農地リスト」への登録希望の有無

(1) 希望有 (2) 希望無

※(1)を選択した場合について、申出から2年経過しても受け手とのマッチングに至らない場合は、調整を終了し登録(貸付候補農地リスト)から除外します。

## 別紙

### 利用目的

当社は、個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)に基づき、あなたの個人情報について下記の業務及び利用目的の達成に必要な範囲で利用いたします。

また、この範囲を超えた取扱はいたしません。

#### 記

#### 1 当社の農地中間管理事業等の業務

- (1) 農用地等の貸借の契約
- (2) 地域農業の改善のため集落などを対象とした集団的な土地利用の調整
- (3) その他当社が法令等により行うことができる業務及びこれらに付随する業務

#### 2 当社における利用目的

- (1) 1の業務に係る土地の所在と権利関係を確認するため
- (2) 1の業務に係る審査と判断に利用するため
- (3) 1の業務に関する実績の管理、統計、分析など業務の参考となる資料の作成のため
- (4) 本人であることの確認のため
- (5) 登記手続きに必要な書類の収集、確認、作成のため
- (6) 主務省及び監督官庁への報告など適切な業務の遂行に必要な範囲での第三者への提供のため
- (7) 賃借料などの決済、精算のために必要な範囲での金融機関等への提供のため
- (8) 各種証明書、請求書、領収書、口座振替案内等のご案内や各種情報の提供のため
- (9) 契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
- (10) その他、取引を適切かつ円滑に履行するため
- (11) 情報開示を希望した耕作者への情報の提供

#### 3 当社以外の利用目的

- (1) 1の業務に係る市町村における農用地利用配分計画(案)等の作成のため
- (2) 1の業務に係る公社からの業務委託先による書類の作成、賃借料精算等の業務のため
- (3) 機構関連事業(土地改良法第87条の3第1項)の土地改良事業に係る県又は土地改良区における事業計画作成等の業務のため